

参 考 資 料

1. トライアル・サウンディングに関する資料

須坂市臥竜公園トライアル・サウンディング実施指針

1 目的

須坂市臥竜公園（以下、「臥竜公園」という。）のより質の高い公共サービスの提供や財政負担の軽減等を目指した「須坂市臥竜公園エリアの官民連携リノベーションによる活性化事業検討調査業務」を実施します。本業務は臥竜公園エリアの臥竜公園、動物園、スポーツエリア、百々川緑地の各施設の機能充実転換や面的な包括管理等、官民連携リノベーションによる活性化事業ができないか導入可能性調査や検討することを目的としており、その一環として市場調査（マーケット・サウンディング）を実施することとしております。

従来市場調査では、アンケートや聞き取り調査によって民間事業者の意見を収集しますが、臥竜公園は多くの市民に愛される須坂市を代表する都市公園であることから、様々な潜在的需要や事業の市場性等をより詳細に把握し、民間活力の導入可能性について多様かつ詳細な検討をするため、市場調査に先立ち「トライアル・サウンディング」を実施します。

なお、トライアル・サウンディングは、民間事業者を検討対象となる公共施設を暫定的に使用してもらい、民間事業者の提案事業を試験的に実施する機会を提供するものです。

2 試験事業の対象エリア

臥竜公園において、市が別に定めるエリアを対象とします。

3 実施方針

- (1) 臥竜公園における様々な利活用の可能性や潜在的な需要、提案の市場性等を把握するための試験的な事業（以下、「試験事業」という。）を行うこととします。
- (2) 臥竜公園における提案の自由度を広げるため、既存の都市公園に対するイメージに捉われない、柔軟、かつ独自性に富んだ試験事業の提案を求めることとします。
- (3) 暫定使用期間中における一時的な営利のみを目的とせず、臥竜公園における民間活力の導入（官民連携事業）に繋がる試験事業の提案を求めることとします。

4 応募資格

「須坂市臥竜公園トライアル・サウンディング」の応募事業者（以下、「使用希望者」という。）は、本指針に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、応募内容を実行する意思と能力を有する民間企業、NPO法人、個人事業主又は任意団体等とします。

5 実施プロセス

(1) 試験事業の申請

使用希望者は、試験事業として実施したい内容について、市が指定する様式に基づき

提案書類を作成し、当該書類を市に提出することにより申請します。

(2) 申請書類の提出先

須坂市まちづくり推進部臥竜公園管理事務所

(3) 事前相談

市は、使用希望者の求めに応じて、市が定める期間内で、申請に係る提案書類作成のための事前相談を受けつけます。

(4) 提案審査及び暫定使用者の決定

提案書類は、臥竜公園管理事務所及び臥竜公園内の各施設所管課において審査することとし、必要に応じてヒアリングを行います。

また、当該審査によって試験事業を実施する者（以下、「暫定使用者」という。）を決定します。

(5) 事前協議

審査の結果、暫定使用者として決定した者は、臥竜公園管理事務所及び臥竜公園内の各施設所管課との間で、試験事業の実施に必要な条件等を確認するための事前協議を行います。

(6) 試験事業の実施

暫定使用者は、提案の内容及び事前協議による取り決めにに基づき施設管理者に対して行為許可を申請し、許可を受けた後、試験事業を実施することができます。

(7) 試験事業の報告

暫定使用者は、試験事業終了後、市に対して速やかに（20 日以内）事業の実績報告書を提出してください。

6 留意事項

(1) 費用負担

試験事業の応募、実施に係る費用は、暫定使用者の負担とします。

(2) 提案書類の取り扱い及び特許権等

ア 提案書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできません。

イ 提案書類の著作権は、使用希望者に帰属しますが、提案書類は返却しません。

ウ 使用希望者の提案書類については、提案審査以外で使用希望者に無断で使用することはありません。

エ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施行方法及び維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った使用希望者が負うものとします。

(3) 法令等の遵守

提案に当たっては、事前に使用希望者の責任において須坂市都市公園条例（平成28年3月25日条例第27号）などの関係法令等を確認し、試験事業の実施時における法

令適合のリスクは暫定使用者に帰属することとします。

(4) リスク分担

トライアル・サウンディングにおける責任及びリスク分担の考え方について、暫定使用者が実施する試験事業に関しては暫定使用者が責任を持って遂行し、試験事業に伴い発生するリスクについても、原則として暫定使用者が負うものとします。

(5) 試験事業の取り扱い

来年度以降、臥竜公園における官民連携事業に関する公募を行った場合、今回の試験事業で特に優れた実績を残した事業者については、一定程度、その実績を考慮する可能性があります。

7 その他

「須坂市臥竜公園トライアル・サウンディング」を実施するに当たり、必要な事項は別に定めることとします。

須坂市臥竜公園トライアル・サウンディング実施要領

1 趣旨

本実施要領は、「須坂市臥竜公園トライアル・サウンディング実施指針」に基づき、須坂市臥竜公園トライアル・サウンディングの実施に関して必要な事項を定めるものです。

2 全体の流れ

(1) 試験事業の申請

「須坂市臥竜公園トライアル・サウンディング」の応募事業者（以下、「使用希望者」という。）は、須坂市臥竜公園（以下、「臥竜公園」という。）において実施したい試験事業の内容について、市が指定する様式に基づき提案書類を作成し、当該書類を市に提出することにより申請します。

なお、市が指定する様式については後述します。

(2) 申請書類の提出先

須坂市まちづくり推進部臥竜公園管理事務所

(3) 事前相談

市は、使用希望者の求めに応じて、市が定める期間内で、申請に係る提案書類作成のための事前相談を受け付けします。

(4) 提案審査及び暫定使用者の決定

提案書類は、臥竜公園管理事務所及び臥竜公園内の各施設所管課において審査することとし、必要に応じてヒアリングを行います。

また、当該審査によって試験事業を実施する者（以下、「暫定使用者」という。）を決定します。

(5) 事前協議

審査の結果、暫定使用者として決定した者は、臥竜公園管理事務所及び臥竜公園内の各施設所管課との間で、試験事業の実施に必要な条件等を確認するための事前協議を行います。

(6) 試験事業の実施

暫定使用者は、提案の内容及び事前協議による取り決めに基づき、須坂市都市公園条例（昭和 36 年 3 月 31 日条例第 9 号）で指定する須坂市都市公園行為許可申請書を施設管理者に提出してください。

なお、試験事業は、施設管理者から行為許可を得ることにより実施できます。

(7) 試験事業の報告

暫定使用者は、試験事業終了後、市に対して速やかに（20 日以内）事業の実績報告書を提出してください。

加えて、実績報告書の内容をもとにヒアリング調査（実績報告書提出後 20 日以内）も行います。

3 期待される効果

(1) 民間事業者の利点

- ア 事前に市の意向や、臥竜公園の使用における留意事項や課題などの情報を把握でき、今後の臥竜公園における官民連携事業への参加の判断材料が得られます。
- イ 民間事業者による提案が、臥竜公園におけるニーズにマッチングしているかを確認できます。
- ウ トライアル・サウンディングを通じて、民間事業者の考えを今後の官民連携事業に反映させることができます。

(2) 須坂市の利点

- ア 早い段階で各種事業の市場性を確認することで、幅広い検討が可能になります。
- イ 臥竜公園におけるニーズや課題点などを踏まえた公募条件の検討ができます。
- ウ 民間事業者の意見を参考に、民間事業者が参加しやすい公募条件の検討ができます。
- エ 民間活力による効果を、地域住民等に実感してもらうことができるとともに、今後の官民連携事業を盛り上げる気運を醸成できます。

4 スケジュール（予定）

日 程	内 容
2019年9月3日（火）	応募開始
2019年9月3日（火） ～2020年2月21日（金）	提案書類作成のための事前相談
2020年2月28日（金）	提案書類の提出期限
随時選定	暫定使用者の選定 ※事業者を1者に特定するものではありません。
暫定使用者として決定日から随時実施	試験事業に向けた事前協議
2019年10月1日（火） ～2020年3月31日（火）	試験事業の実施
試験事業実施終了後20日以内	実績報告書の提出期限
実績報告書提出後20日以内	ヒアリング調査

5 臥竜公園の基本情報

名 称	臥竜公園
種 別	総合公園
所 在 地	須坂市臥竜二丁目4番8号
面 積	297,430 m ²
年 間 利 者 数	臥竜公園：513,600 人／年（平成30年度） 須坂市動物園：134,919 人／年（平成30年度）
駐車場収容台数	駐車場：719 台

6 試験事業の対象エリア

下図の範囲を対象エリアとします。



7 提案要件

(1) 提案内容

試験事業の提案内容は、以下の事項を遵守するものとします。

ア 臥竜公園における民間活力の導入につながるものであること。

イ 確実に実施できる内容であること。

ウ 臥竜公園利用者（市民、観光客等）の安全に配慮するとともに、利便性、サービ

- スの向上が見込まれる内容であること。
- エ 他の利用者の公園使用を著しく妨げないこと。
- オ 試験事業の実施に当たって、市の財政負担を前提としないこと。

(2) 提案の対象外

次に掲げるものは試験事業の提案の対象外とします。

- ア 政治的活動又は宗教的活動。
- イ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等。
- ウ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為。
- エ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動。
- オ 公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動。
- カ その他、市が臥竜公園で実施する内容として不適切と判断する行為。

(3) 使用期間等

試験事業の期間は、1日以上31日以内を基本とします。また、土日及び祝日のみの事業実施も可能とします。

(4) 試験事業に係る経費について

試験事業に係る経費は、提案審査により選定された者が負担するものとします。
なお、試験事業の実施に限り、須坂市都市公園条例に定める使用料は免除します。

8 応募資格

使用希望者は、「須坂市臥竜公園トライアル・サウンディング実施指針」及び本実施要領に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、応募内容を実行する意思と能力を有する民間企業、NPO法人、個人事業主又は任意団体等とします。

また、次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとします。

なお、応募以降、審査終了までに次の項目に該当した場合は、応募資格を失うものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更正手続開始の申し立てを含む。）がなされている者。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）のほか、次のアからオまでのいずれかに該当する者。

- ア 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者。
 - ※ 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者。
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。
- (5) 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有していない者。

9 申請方法

(1) 提案書類

ア 提案書類について

- ① 試験事業概要書（様式1）
- ② 提案書（任意様式）

臥竜公園で行う試験事業の詳細な内容について、「7 提案要件」を踏まえて記載してください。

- ③ 使用希望者の概要（様式2）
- ④ 誓約書（様式3）

イ 提案書類の作成方法等について

用紙はA4版とし「須坂市臥竜公園トライアル・サウンディング提案書」と表紙を付け提出してください。

加えて、①から③までについて、次のメールアドレスまで、データで提出してください。

(2) 提出先

〒382-0028 長野県須坂市臥竜2-4-8

須坂市臥竜公園管理事務所

メールアドレス suzakazoo@city.suzaka.nagano.jp

(3) 提出期限

2020年2月28日（金）（持参又は郵送）

※ 持参の場合の受付時間は午前9時から午後5時までとします。（土曜日、日曜日及び祝日受付可）なお、月曜日及び月曜日が祝日の場合は火曜日を除きます。

※ 郵送の場合は一般書留又は簡易書留にて送付してください。

(4) 事前相談

ア 提案書類作成のために、事前相談を受け付けます。

- イ 事前相談は、事前に臥竜公園管理事務所と日程調整した上で行うこととします。
- ウ 提案書類作成のために臥竜公園内の各施設の現地調査を希望する場合は、必ず事前相談でその旨を申し出てください。臥竜公園管理事務所が認める場合に限り、現地調査の実施は可能ですが、公園利用者等の利用を妨げないように注意してください。
- エ 提案書類作成のために必要な情報を市に求める場合は、必ず事前相談でその旨を申し出てください。後日、臥竜公園管理事務所から情報提供の可否を連絡します。

(5) 留意事項

提案書等は別紙「須坂市臥竜公園トライアル・サウンディング実施指針」及び本実施要領の内容を踏まえて作成してください。

その他不明な点等ございましたら、事前相談の際にお問い合わせください。

1 0 提案審査

(1) 提案審査

提案書類に基づき、臥竜公園管理事務所及び臥竜公園内の各施設所管課において以下の視点から審査を行います。なお、必要に応じてヒアリング（提案書類の内容確認など）を実施します。

※ 提案審査は、暫定使用者を1者に特定するものではありません。

ア 臥竜公園における官民連携事業の主旨を理解し、高い効果が見込まれる提案内容であること。

イ 柔軟性、独自性に富んだ提案内容であること。

ウ 市場性が高く、一定の集客が見込まれる提案内容であること。

(2) 選定の取り消し

使用希望者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は暫定使用者の決定を取り消すことがあります。

ア 提案書類に虚偽の記載があった場合。

イ 応募資格を満たしていないことが判明した場合。

ウ 著しく社会的信用を損なう行為により、公園施設を使用して試験事業を実施することについて、市がふさわしくないと判断した場合。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、各使用希望者に通知します。また、暫定使用者として決定した者については、その事業者名等を公表します。

なお、審査結果に対する異議は申し立てることができません。また、審査の経過や内容、結果についての問い合わせには、一切応じません。

1 1 事前協議

試験事業の開始前に、臥竜公園管理事務所及び臥竜公園内の各施設所管課との間で、試験事業の実施に必要な条件等を確認するための事前協議を行うこととします。

1 2 試験事業の実施

(1) 行為許可の申請

提案の内容及び事前協議により取り決めた事項に基づき、試験事業開始3日前までに、須坂市都市公園条例に規定する「須坂市都市公園行為許可申請書」を提出していただきます。

(2) 試験事業の実施

ア 行為許可書が交付された暫定使用者は、許可書に記載された条件のとおり公園内施設等を使用し、提案内容及び事前協議により取り決めた事項を遵守し、試験事業を実施することができます。

イ 告知を含む、試験事業の準備から撤去まで、暫定使用者の責任のもと、適切に実施してください。

なお、試験事業に係る経費は、暫定使用者が負担するものとします。

エ 本試験事業の実施は、令和元年9月須坂市議会定例会で「須坂市臥竜公園エリアの官民連携リノベーションによる活性化事業検討調査業務」の予算が議決承認なされることが条件となります。

(3) モニタリング

事前協議において、市及び暫定使用者の双方が合意した場合、市が試験事業中にモニタリング調査を行うことがあります。

その場合、暫定使用者は当該モニタリング調査に協力することとします。

(4) 試験事業の中止

申請した使用内容に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、試験事業を中止することがあります。

1.3 試験事業の報告

(1) 実績報告書の提出

試験事業期間が満了した後に、試験事業の実績報告書（任意様式）を提出してください。

なお、以下の項目を必須事項として記載してください。

ア 暫定使用者名

イ 試験事業の名称

ウ 試験事業の内容

エ 使用した公園の範囲

オ 使用した日時

カ 実施日毎の利用者数

キ 実施日毎の売上（売上内容の内訳がわかるように記載してください。）

ク 試験事業の実施に要した費用（費目毎の内訳がわかるように記載してください。）

- ケ 試験事業の実施に向けた告知内容
- コ 臥竜公園における課題点
- サ 実施した試験事業に関する課題点
- シ 試験事業を実施して、必要だと感じた行政による支援（規制緩和や施設の改修等）
- ス 今後の臥竜公園に係る官民連携事業に対する意見・要望

(2) ヒアリング調査

実績報告書の内容を基に、ヒアリング調査を行います。

なお、ヒアリング調査の実施日時については、実績報告書の提出後、通知します。

(3) 実績報告の公表について

試験事業の実施実績について、暫定使用者と協議の上、内容の一部を公表する場合があります。

1 4 お問い合わせ（事務局）

〒382-0028

長野県須坂市臥竜2-4-8

須坂市臥竜公園管理事務所

TEL 026-245-1770 FAX 026-248-1793

メールアドレス suzakazoo@city.suzaka.nagano.jp

須坂市最大のレジャー・観光施設【臥竜公園】

民間事業者の皆さま**公園の空間**を利用してみませんか！

《須坂市臥竜公園トライアル・サウンディング事業者募集》

臥竜公園のさらなる魅力の向上や活性化を図るため、民間活力の導入の可能性に関して、多様かつ詳細な検討をするため、トライアル・サウンディングを実施します。

○試験事業の対象エリア

臥竜公園内（動物園、竜ヶ池、臥竜山、スポーツエリア、百々川緑地）

○試験事業の提案内容

次の条件に合致すれば、どのような事業でも可能。

- ▼臥竜公園における民間活力の導入につながるものであること。
- ▼臥竜公園利用者（市民、観光客など）の安全に配慮するとともに、利便性、サービスの向上が見込まれる内容であること。
- ▼他の利用者の公園使用を著しく妨げないこと。

※ 例：物産販売、飲食物販売、農産物販売、アウトドアスポーツ、イベント

○応募資格

民間企業、NPO法人、個人事業主
又は任意団体等、須坂市内外を問いません。

○試験事業の期間

2019年10月1日(火)～2020年3月31日(火)

※ 連携できる主なイベント例：

動物園まつり、信州須坂大菊花展

○試験事業に係る経費

提案審査により選定された者の負担。
なお、試験事業の実施に限り、須坂市都市公園条例に定める使用料は免除。

信州須坂大菊花展

2019年10月25日～11月12日



動物園まつり

2019年10月5日～6日
2020年3月20日～22日



トライアル・サウンディングとは

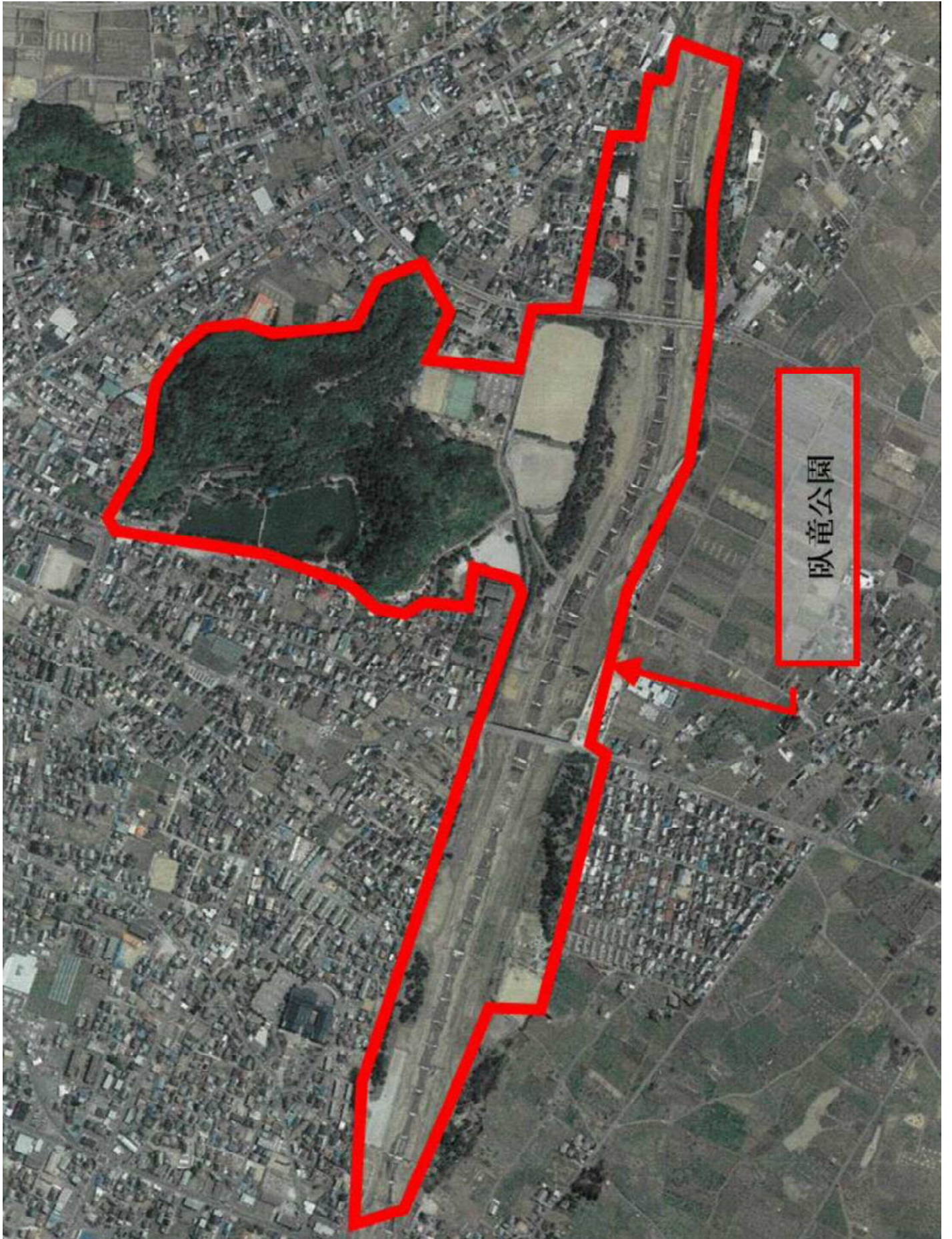
民間事業者が官民連携事業の検討対象となる公共施設を、まずは民間事業者の提案事業を試験的に実施してもらう期間を設けて、市場調査を実施する取り組み。

〒382-0028 長野県須坂市臥竜2-4-8
須坂市臥竜公園管理事務所（坂田、丸山）
TEL 026-245-1770
FAX 026-248-1793
メールアドレス suzakazoo@city.suzaka.nagano.jp

須坂市トライアルサウンディング



詳細はこちら
をご覧ください！



参 考 資 料

2.ヒアリング調査・アンケート調査に関する資料

須坂市動物園職員ヒアリング 実施計画について

近年、都市公園では民間活力の導入による飲食店等の利便施設・休息施設等が整備されるなど、公園を利用した賑わいを生む動きが全国的に進んでいます。

臥竜公園エリア（竜ヶ池、臥竜山、動物園、スポーツエリア、百々川緑地）の各施設は、施設の老朽化や人口減少などが原因で、施設機能の見直しや大規模改修などの課題があります。また、動物園は多くの市民に愛され、交流人口の確保に貢献していることから、持続的な運営のために、新たな取り組みによる施設の価値や魅力向上が求められています。

そこで、臥竜公園エリアの各施設において、民間の独創的なアイデアやノウハウを活用した「官民連携リノベーションによる活性化事業」が出来ないかを検討するため、今年度（2019年度）、PPP/PFIなどの民間活力導入の可能性調査を実施しています。

つきましては、「官民連携リノベーションによる活性化事業」について、地域のみなさまと一緒に考えたいと思い、下記のとおりヒアリングを実施致します。

記

1. ヒアリングの目的

臥竜公園（須坂市動物園）の現状課題や理想像を把握し、臥竜公園エリア（動物園含む）のリニューアルに向けた、施設改修や新規事業の施策方針に反映する。

2. 実施日時

- ①12/6（金）13:00~14:30：4名
- ②12/12（木）13:00~14:30：5名
- ③12/16（月）10:00~12:00：2名

3. 場所

- ・須坂市動物園 動物園ふれん ZOO2 階会議室

4. ヒアリング実施者（敬称略）

- ・株式会社オリエンタルコンサルタンツ



5. 実施方法

- ・須坂市動物園職員を対象に、5名程度のグループ単位でヒアリングを実施する。
- ・時間は1グループで1~1.5時間程度とする。
- ・ヒアリング中の音声は議事録作成のため録音する。
※録音した音声は当業務以外では使用しませんので事前にご了承ください。
- ・ヒアリングの内容は下記とする。

No	ヒアリング内容
1	自己紹介（役職、氏名、年齢、主な業務内容）
2	臥竜公園エリア（動物園を含む）の魅力や価値は何だと思えますか？
3	接客や日常業務中で、来園者からよく聞く要望や質問はありますか？ （●●はどこにありますか。子供用のトイレありますか？等など）
4	現状、臥竜公園（須坂市動物園）を管理運営しているなかで改善が必要 と思う箇所はありますか？（施設、備品設備、イベント・広報、運営体 制、接客接遇、など）
5	理想としていたり、好きな公園（動物園）はありますか？ 公園（動物園）の具体的な名称と理由を教えてください。
6	今後、臥竜公園（須坂市動物園）で実現してみたいことはありますか。 （展示や飼育方法、イベント・広報など）
—	その他に質問はありますかでしょうか。

以上

動物園事例整理

名 称	多摩動物公園			
所 在	〒191-0042 東京都日野市程久保 7-1-1			
開 園	1958 年 5 月 5 日			
規 模	52.4ha（東京動物園協会事業概要より）			
展示動物	<p>現在飼育している動物は 300 種を超える。</p> <p><アジア園> ニホンコウノトリ、タヌキ、トラ、オオカミ、ユキヒョウなど</p> <p><オーストラリア園> コアラ、カンガルー、ワライカワセミなど</p> <p><アフリカ園> ライオン、キリン、シマウマ、アフリカゾウ、チンパンジーなど</p> <p><昆虫園> チョウ、ハキリアリ、グローワーム</p>			
利用者数	914,536 人（平成 30 年度）（東京動物園協会事業概要より）			
イベント	<p>ガイドツアー、ボランティアによるスポットガイド、モルモットとのふれあい、オラウータンのスカイウォーク、ぱくぱくタイム（えさの時間）、家畜馬トークイベント、初心者野鳥観察会、干支の講演会、小学校教員対象セミナー「はじめての動物飼育」、いっしょに動物かんさつ など</p>			
管理者	公益財団法人東京動物園協会（指定管理者）			
所管行政	東京都建設局公園緑地部			
開園時間	9:30～17:00			
休園日	水曜日、年末年始（12 月 29 日～1 月 1 日）			
入園料		個人	団体（20 名以上）	年間パスポート
	一般	600 円	480 円	2,400 円
	中学生	200 円	160 円	—
	65 歳以上	300 円	240 円	1,200 円
写 真				
	出典：多摩動物公園 HP		出典：多摩動物公園 HP	

名 称	埼玉県こども動物自然公園			
所 在	〒355-0065 埼玉県東松山市岩殿 554			
開 園	1980年5月5日			
規 模	都市計画決定 87.5ha 開設 79.2ha			
展示動物	<p>90種 1,851点</p> <p>哺乳類 (63種 1,209点)、鳥類 (90種 414点)、爬虫類 (33種 105点)、両生類 2種 2点)。無脊椎 (1種、121点) (平成30年4月末現在)</p> <p>コアラ、オオカンガルー、ワオキツネザル、アカエリマキキツネザル、フタユビナマケモノ、ホンシュウジカ、キリン、マヌルネコ、レッサーパンダ、ヒメハリテンレック、カピバラ、エミュー、シジュウカラガン、フンボルトペンギン、ニホンコウノトリ、シロフクロウ、コサンケイ、オオバタン、ライラックニシブツポウソウ、カンムリシロムク、アルダブラゾウガメ、フトアゴヒゲトカゲ、ボールパイソン、ヨウスコウワニ、イエウサギ、ウマ、ミニブタ、ウシ、シナガチョウなど</p>			
利用者数	705,910人 (平成29年度公園施設利用者数)			
イベント	カピバラ温泉、キーパーガイド、バターづくり体験、園長のお絵かきガイド、ZOO ミーティング、ネイチャーガイド、スペシャルガイド、ホリデーガイド、工作教室、こどもの城デー、キリンのパドック探検ツアー など			
管理者	公益財団法人埼玉県公園緑地協会			
所管行政	埼玉県都市整備部公園スタジアム課			
開園時間	9:30~17:00 11/15~2/10 は 9:30~16:30			
休園日	月曜日、年末年始 (12月29日~1月1日)			
入園料		個人	団体 (30名以上)	年間パスポート
	大人 (高校生以上)	520円	420円	1,560円
	小人 (小・中学生)	210円	170円	640円
	コバトン (65歳以上)	—	—	1,040円
写 真				
	出典：埼玉県こども動物自然公園 HP		出典：埼玉県こども動物自然公園 HP	

名 称	京都市動物園			
所 在	〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町 岡崎公園内			
開 園	1903年4月			
規 模	施設面積：4.1ha（京都市動物園の概要及び主要事業より）			
展示動物	126種 589点（2019年1月末）（京都市動物園の概要及び主要事業より） 哺乳類：アジアゾウ、ライオン、レッサーパンダ、ムササビ、キリン、カバ など 鳥類：アオバト、エミュー、カワセミ、チリーフラミンゴ、タンチョウ など 爬虫類：オオサンショウウオ、クサガメ、ニシアフリアコガタワニ など 魚類：イチモンジタナゴ			
利用者数	120万人（平成27年度）（京都市動物園の概要及び主要事業より）			
イベント	けものフレンズリアル謎解きラリー、ゾウ温泉、アニマル園長選挙、動物園を通して野生動物の世界を知る」シンポジウム、「野鳥の羽根でストラップを作ろう」、夜の図書館カフェ DE トーク、ドリームナイト・アット・ザ・ズー、ウィンターアカペラライブ、やまねこ博覧会 など			
管理者	京都市			
所管行政	京都市			
開園時間	3月～11月の期間 9:00～17:00 12月～2月の期間 9:00～16:30			
休園日	月曜日、年末年始（12月28日～1月1日）			
入園料		個人	団体（30名以上）	年間パスポート
	一般	620円	520円	2,510円
	中学生以下	無料	—	—
写 真				
	出典：京都市動物園 HP		出典：京都市動物園 HP	

**須坂市先導的官民連携支援事業業務委託
 施設管理者(設置者)ヒアリング**

臥竜公園エリアの民間活力導入に向けた資料提供など、ご協力いただきありがとうございます。これまでいただいた資料を踏まえまして、確認させていただきたい事項がございます。

設問	回答
1	<ul style="list-style-type: none"> ・運営体制及び収支構造の確認。 ⇒自販機の収入は無いか。大まかな南部公民館の人件費（従事割合）を確認したい。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・総事業費（公民館管理事業及び公民館活動事業）の中で、南部公民館が占める割合はどの程度か。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理等の委託業務の発注は、各公民館単位実施しているのか、中央公民館がまとめて実施しているのか。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・提供いただいた体制の中で南部地域公民館担当、臥竜山公会堂の担当が分かっているか。 ・南部地域公民館担当の中で公民館管理事業と公民館活動事業で分かっているか。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働率は南部地域公民館及び臥竜山公会堂それぞれ何%程度か。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・民間に移行した場合の懸念事項はあるか。

**須坂市先導的官民連携支援事業業務委託
施設管理者(設置者)ヒアリング**

臥竜公園エリアの民間活力導入に向けた資料提供など、ご協力いただきありがとうございます。これまでいただいた資料を踏まえまして、確認させていただきたい事項がございます。

設問	回答
1	<ul style="list-style-type: none">・運営体制及び収支構造の確認。 ⇒自販機の収入は無いか。大まかな臥竜公園エリアの運動施設に係る人件費（従事割合）を確認したい。
2	<ul style="list-style-type: none">・総事業費（体育施設管理事業＋生涯スポーツ事業）の中で、臥竜公園エリアの運動施設が占める割合はどの程度か。
3	<ul style="list-style-type: none">・体制の中で施設毎に担当が分かっているか。もしくは、体育施設管理事業、生涯スポーツ事業で分かっているか。
4	<ul style="list-style-type: none">・稼働率は各施設それぞれ何%程度か。
5	<ul style="list-style-type: none">・民間に移行した場合の懸念事項はあるか。

**須坂市先導的官民連携支援事業業務委託
 施設管理者(設置者)ヒアリング**

臥竜公園エリアの民間活力導入に向けた資料提供など、ご協力いただきありがとうございます。これまでにいただいた資料を踏まえまして、確認させていただきたい事項がございます。

設問		回答
1	・運営体制及び収支構造の確認。 ⇒運営体制（人数）と収益構造の正誤確認。	
2	・施設の稼働率は何%程度か	
3	・指定管理導入時の課題等あれば。	
4	・指定管理公募時の資料があればご提供いただきたい。	

2020年●月吉日

御担当者 各位

臥竜公園エリアにおける民間活力導入に関する調査 調査協力をお願い

近年、都市公園では民間企業の力を活用し、飲食店等の利便施設・休息施設等が整備されるなど、にぎわいを生む動きが全国的に進んでいます。

臥竜公園エリア（臥竜公園、動物園、スポーツエリア、百々川緑地）の各施設は、施設の老朽化や人口減少による利用者の減少、稼働率の低下などが著しく、その機能の見直しや大規模改修等について課題があります。また、動物園は多くの市民に愛され、交流人口確保に貢献していることから、その持続的経営のために、リニューアルや魅力向上の取り組みによる、ポテンシャルの発揮が求められています。そして、須坂長野東 IC 周辺地区では大規模観光集客施設が計画されており、臥竜公園は、この新複合交流拠点と連携して相乗効果を上げる重要な観光・交流拠点として、中心市街地エリアの都市交流拠点とともに、一層の魅力向上が必要と考えております。

つきましては、臥竜公園エリア（臥竜公園、動物園、スポーツエリア、百々川緑地）における民間活力導入に向け、その可能性を検討するために、貴社へお伺いし直接お話を伺う時間を頂戴できればと存じます。大変お手数ではございますが、別紙1へご都合のよろしい日時を記載の上、●月●日（●）までにご返答いただけますと幸いです。

調査業務発注者：

須坂市まちづくり推進部臥竜公園管理事務所

連絡先：Tel 026-245-1770

担当：●●

調査業務受注者：

株式会社オリエンタルコンサルタンツ

連絡先：Tel 027-225-2000

Fax 027-225-2333

Mail ●●

担当：●●

別紙1

臥竜公園エリアにおける民間活力導入に関する調査 日程調整依頼書

1. 調査の概要

今回の調査では、須坂市公園管理事務局と調査業務受注者である株式会社オリエンタルコンサルタンツの担当者が、御社へお伺いし直接お話をお伺いします。

当日は、臥竜公園エリアの概要が分かる資料を持参しますので、臥竜公園エリアの魅力や価値、民間活力導入に向けた興味や要望、参画条件等のご意見をお伺いできればと存じます。

以下の2. 調査の日程及び3. 調査の担当者へ必要事項を記載の上、返信先までお送りいただければ幸いです。なお、日程のご都合がつかない場合は、紙面でのご回答をお願いする場合がございます。

2. 調査の日程

2020年●月●日(●)～●月●日(●)の期間内で、ご都合のよろしい日時を第1希望から第3希望まで記入いただけますでしょうか。

詳細な日時や場所は、本依頼書を返信いただいた後に、別途担当者よりご連絡し調整させていただきます。

	日付	時間帯
第1希望	月 日 ()	午前・午後・どちらでもよい
第2希望	月 日 ()	午前・午後・どちらでもよい
第3希望	月 日 ()	午前・午後・どちらでもよい

3. 調査の担当者

調査をご担当いただく担当者様の氏名・所属・連絡先を記入いただけますでしょうか。

氏名	
所属	
E-mail	
TEL/FAX	/
お伺い先住所	

返信先：(株)オリエンタルコンサルタンツ ●●
メール：●●
F a x：027-225-2333

臥竜公園エリア 民間事業者ヒアリング調査票

設問	回答
1 臥竜公園エリアの魅力と感じる点をお教えてください。	
2 これまで、公共施設の官民連携事業等への参画実績はありますでしょうか。(整備・管理・運営等)	
3 臥竜公園エリア内の施設で民間参入の公募があった場合に、興味関心のある施設はありますか。(資料②を参照しお答え下さい)	
4 貴社が臥竜公園エリアへ民間参入する場合、可能性のある事業内容及び事業手法はありますか。(例：施設管理・施設運営・イベント・広報等)	
5 貴社が臥竜公園エリアへ民間参入する場合、懸念事項(課題等)はどのようなものがありますか。(例：事業期間は〇年以上必要、行政との役割分担等)	
6 民間参入における行政への希望はありますか。(例：公募時の検討可能な期間の確保・リスク分担等)	
7 その他質疑応答	

臥竜公園エリア 民間事業者ヒアリング調査票

この度はヒアリングへのご協力ありがとうございます。以下の設問についてご回答いただける範囲で記載をお願いいたします。また、今回の調査対象としております臥竜公園エリア内の各施設の概要をまとめた資料【対象エリア及び施設の概要】を別途添付しております。ご回答にあたっては、そちらの資料の内容も踏まえ、ご回答をお願いします。

問1 臥竜公園エリアについて御社が参画する場合に魅力と感ずる点をご記入ください。(動物園があること、収益施設があること等)

問2 公共施設の官民連携事業(整備・管理・運営)に参画・関与されたことがありますか。ある場合は、代表的な事業・施設についてご記入ください。

	自治体名等	事業・施設名称	参画領域(該当欄に○)		
			整備	管理	運営
公園事業					
その他の 公共事 業・施設					

問3 臥竜公園エリアについて、官民連携事業の公募があった場合、参入の意向がありますか。(1つ選んでチェックを入れてください)

<input type="checkbox"/> ①臥竜公園エリア全体について、事業参入したい →問4へお進みください <input type="checkbox"/> ②臥竜公園エリアの一部施設について、事業参入したい →問5へお進みください <input type="checkbox"/> ③事業参入しない・検討しない・興味がない →問10へお進みください

問4 問3で「①臥竜公園エリア全体について、事業参入したい」にチェックをつけた方にお伺いします。単独または他社との合同、どちらでの事業参入が考えられますか。(1つ選んでチェックを入れてください)

<input type="checkbox"/> ①単独で事業参入したい →問6、問7にご回答ください <input type="checkbox"/> ②他社と合同で事業参入したい →問6、問7、問8にご回答ください
--

問5 問3で「②臥竜公園エリアの一部施設について、事業参入したい」にチェックをつけた方にお伺いします。興味・関心がある施設に対して、下表の①～④のうちから一つ選んで、チェックを入れてください。※関心のない施設についてはチェック不要です。

	① 単独で事業参入したい	② 他社と合同で事業参入したい	③ 事業参入の可否を検討したい	④ もう少し情報を得てから判断したい
① 臥竜公園	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 須坂市動物園	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 勤労青少年ホーム創造の家	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 勤労青少年体育センター	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 弓道場	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 県民運動広場	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦ 市営野球場	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ 臥竜公園庭球場	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨ 百々川緑地(マレットゴルフ場)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩ 南部地域公民館	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪ 臥竜山公民館	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

↓
②に1箇所でもチェック
を入れた場合は、問6～
8へご回答ください。

↓
④に1箇所でもチェック
を入れた場合は、問6～
9へご回答ください。

問6 御社が本公園で事業を展開するとしたら、どのような事業内容が考えられますか。

(事業内容例: カフェなどの収益事業、公園施設全体の指定管理事業、単発または定期的なイベント事業など)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

問7 事業を展開する際に考えられる課題や必要となる条件、行政に期待する事項や要望等がありますか。(記載例:「収支上、事業期間は20年程度必要」「駐車場に近接した施設配置が必要」「老朽化した施設の改修及び整備・インフラは行政にお願いしたい」など)

.....
.....
.....
.....
.....
.....

問8 問4または問5で「②他社と合同で事業参入したい」にチェックをつけた方にお伺いします。他社との役割分担について、想定されているものがありませんでしたら教えてください。(記載例: 自社はカフェ運営、A社はカフェ店舗整備を想定、B社は動物園運営を想定など)

.....
.....
.....
.....
.....
.....

問9 問5で「④もう少し情報を得てから判断したい」にチェックをつけた方にお伺いします。具体的にどのような情報が必要ですか。

.....
.....
.....
.....
.....
.....

問10 問3で「③事業参入しない・検討しない・興味がない」にチェックをつけた方にお伺いします。興味関心の無い、事業参入しない理由を教えてください。

.....
.....
.....
.....
.....
.....

ヒアリングは以上です。

ご協力いただきありがとうございました。

※本調査は、臥竜公園エリアの民間活力の導入可能性を検討するための調査であり、回答した民間事業者が、ヒアリングへの記述内容によって公募時に利益又は不利益を受けるものではありません。

※ご回答いただいた内容は秘密保持を厳守し、本調査以外の目的には利用しません。

民間活力導入に関する調査概要

資料①
株式会社エンタルコンサルタンツ

○目的

臥竜公園エリア(臥竜公園、動物園、スポーツエリア、百々川緑地)の各施設は、施設の老朽化や、人口減少による利用者の減少、稼働率の低下などが著しく、その機能の見直しや大規模改修等について課題があります。また、動物園は多くの市民に愛され、交流人口確保に貢献していることから、その持続的経営のために、リニューアルや魅力向上の取組みによる、ポテンシャルの発揮が求められています。そこで、民間の独創的なアイデアやノウハウ等を活用したPPP/PFIを、臥竜公園エリアの各施設について、官民連携リノベーションによる活性化事業がより質の高い公共サービスの提供や財政負担の軽減等の効果につながるかという導入可能性調査を実施することを目的としています。

○調査を依頼している事業者

長野県内の観光、宿泊施設を管理運営している事業者、親和性のある飲食・体験サービス事業者の方々へ依頼しています。

○調査項目

- ・臥竜公園エリアの現状把握(価値や魅力、課題と理想像等)
- ・民間活力導入に向けた興味、参画意向
- ・参画するにあたっての要望や条件

※参画意欲の高い事業者の方へは追加で調査をさせていただいた場合があります。

公園の概要

資料②
株式会社エンタールコンサルタンツ



臥竜公園

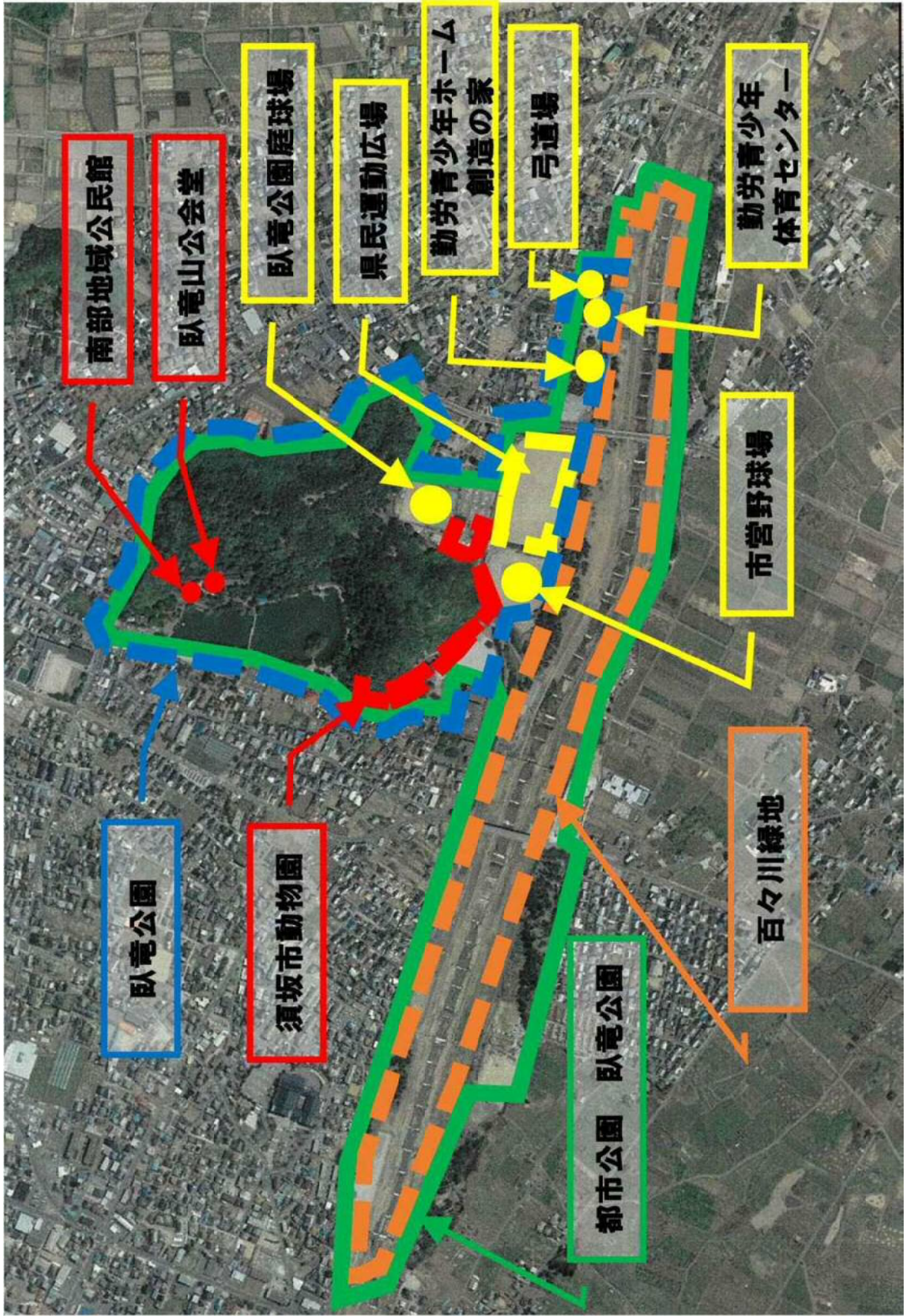


須坂市動物園

項目	内容
公園名	臥竜公園エリア(臥竜公園、動物園、百々川緑地等)
所在地	長野県須坂市
公園面積	約30ha
主要施設	動物園・公民館・公会堂 庭球場・野球場・マレットゴルフ場等
開園時間等	動物園 9時～16時45分 公会堂 9時～22時 庭球場 5時～21時30分 等
年間利用者数	約25万人(2014～2018年)
市条例の 設置・管理 許可費用	設置許可費用 1,000円/坪・年(売店及び軽飲食店) 行為許可費用 ※ 200円/1日1所(行商・撮影等) 2,090円/1日1所(興行・展示等) ※市外利用者は、2倍

公園の概要

資料②
株式会社エンタープライズ



臥竜公園エリアマップ

臥竜公園エリアにおける「官民連携リノベーションによる活性化事業」に関するアンケート調査

臥竜公園エリアにおける官民連携リノベーションの検討に向け、アンケート調査へのご協力をお願いします。今回の調査で知り得た個人情報等は、調査の目的以外には使用いたしません。回答いただいた調査票やデータについても適切に処分・管理し、調査の目的以外に利用することはありません。 臥竜公園管理事務所

Q1：臥竜公園エリア（裏面参照）でよく利用する施設とその頻度を教えてください。

施設名	頻度(週に〇回・月に〇回等)	施設名	頻度(週に〇回・月に〇回等)
①臥竜公園		⑦市営野球場	
②須坂市動物園		⑧臥竜公園庭球場	
③勤労青少年ホーム創造の家		⑨南部地域公民館	
④勤労青少年体育センター		⑩臥竜山公会堂	
⑤弓道場		⑪百々川緑地	
⑥県民運動広場		(マルチゴルフ場)	

Q2：臥竜公園エリアの魅力は何だと思いますか。

Q3：臥竜公園エリアの魅力・価値向上するためには何が必要だと思いますか。該当するもの全てに〇をつけて下さい。

①四阿等の休憩施設	④アウトドア・BBQ等が楽しめる施設	⑦広報活動・情報発信
②子どもが遊べる遊戯施設	⑤カフェ・レストラン等の飲食施設	⑧音楽やスポーツ等のイベント
③既存施設の改修	⑥コンビニ・売店等の物販施設	⑨その他()

Q4：臥竜公園エリアでやってほしいこと、やってみたいこと、出来たらいいなと思うことはありますか。

Q5：臥竜公園エリアでリニューアルが望ましいと感じる施設はありますか。理由もお教えてください。

施設名(Q1から選んでください)	理由

Q6：本日の講演の満足度はいかがでしょうか。感想をお教えてください。

満足度 該当するものに〇をつけて下さい。	①大変満足 ・ ②満足 ・ ③不満 ・ ④大変不満
感想や要望など	

お住まい	①須坂市内・②須坂市外 (_____ 都・道・府・県 _____ 市・町・村・郡)		
性別	①男性 ・ ②女性	年齢	①10歳代・②20歳代③30歳代 ④40歳代・⑤50歳代⑥60歳代⑦70歳以上
講演会を知ったきっかけ	①ホームページ・②チラシ・③知人の紹介・④その他()		

アンケートにご協力いただきありがとうございました。